

町営住宅の管理・運営 指定管理者へ移行

1月1日から、町営住宅（災害公営住宅含む）の入退去や修繕に関する手続きなどは「山田町町営住宅管理センター」で行うこととなります。

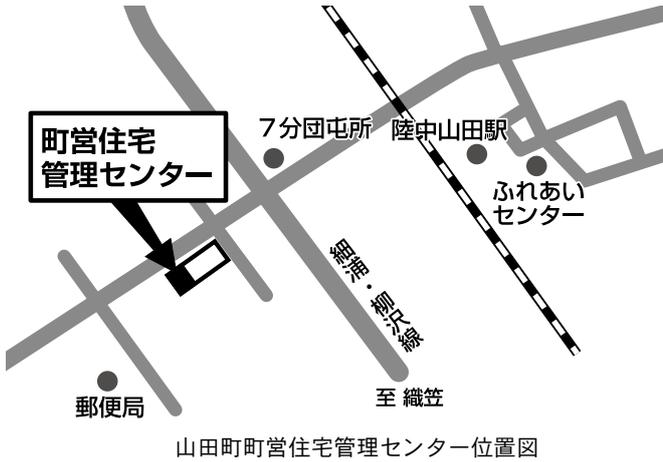
▽指定管理者 山田町町営住宅管理センター（株式会社寿広）
（☎81-1822）

▽場所 山田町長崎二丁目6-30（左図のとおり）

▽業務時間 平日午前8時半～午後5時半
※緊急時は24時間365日対応可能です。

▽指定管理者の業務内容

- ▽入居・退去に関すること
- ▽駐車場管理に関すること
- ▽家賃などの収納に関すること
- ▽入居者の各種申請・届出に関すること
- ▽住宅の保守点検・維持管理に関すること
- ▽修繕に関すること
- ▽その他ほか施設管理に関すること



山田町町営住宅管理センター位置図

◆**問い合わせ**
町建築住宅係
建築住宅係
（☎82-3131）
1 1内線34
3）へどうぞ。

※指定管理者制度導入に伴う、町営住宅への入居基準などに変更はありません。

有資格者の皆さん 登録ください 保育士等人材バンク

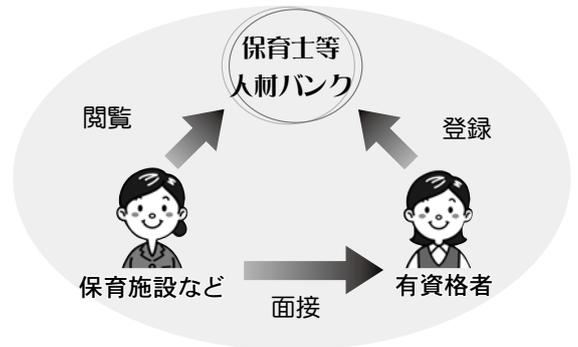
町では、山田町保育士等人材バンクを設置します。これは、保育士などの資格保有者のうち、就労を希望する人に登録してもらい、町内の保育などの担い手を増やすことを目的とする制度です。各種資格を持っている人は、登録をお願いします。

なお、登録内容は、町へ届け出た町内の保育施設などの園長のみ閲覧することができます。

- ▷登録できる人 ▶保育士▶幼稚園教諭▶看護師▶准看護師▶栄養士▶調理師——などの資格を持ち、就労を希望する人
- ▷登録方法 保健センターに備え付けの申込用紙に必要事項を記入し提出

※申込用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

▷登録受付開始日 1月4日



※保育士等人材バンクは、町が登録者に保育施設などのあっせん・紹介を行うものではありません。また、保育施設などに登録者のあっせん・紹介を行うものではありません。

◆**申込先・問い合わせ** 町健康子ども課子ども子育て係（☎82-3111内線601）へどうぞ。

墓地使用者を募集

町では、山田町後楽墓地と山田町後楽第2墓地の使用者を募集します。

▽募集区画 5区画

▽使用料 25万円～35万円9千円（永年）

▽面積 5平方メートル

▽7・18平方メートル

▽申込資格 山田町の町税を滞納しておらず、申請者と世帯員が後楽墓地、後楽第2墓地を所有していない人のうち、次の

①か②かに該当する人

①本町に住所がある人

②本町に住所はないが、墓地の使用を希望することにやむを得ない事情がある人と町長が認めた場合

▽申込方法 説明会または町民課窓口で配布する「墓地使用申込書」に次の書類を添えて提出

▽本籍表示がされている住民票謄本

▽申込者とその世帯員

が、山田町の町税を滞納していないことを証明する書類（申込書提出日から1カ月前以内に交付されたもの）

※同一世帯による複数

の申し込みは不可

▽申込期間 1月21日の説明会終了後～2月1日（郵送可、当日消印有効）

《説明会》

▽日時 1月21日（月）午後1時半から

▽場所 町中央コミュニケーションセンター2階集会室

《墓地区画抽選会》

▽日時 2月12日（火）午後1時半から

▽場所 町中央コミュニケーションセンター2階集会室

▽注意事項 抽選会に欠席した場合は棄権とみなします。

◆**申込先・問い合わせ**

町町民課環境衛生係

（☎82-3111内線125）へどうぞ。